

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

(1) 環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区、事業者および区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

本条例では、環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策について規定しました。さらに、本条例に基づき、練馬区環境審議会などを設置しました。

区は、この環境基本条例に基づき、環境保全施策を事業者および区民と連携協力しながら進めています。

(2) 環境基本条例の概要

ア 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることの3項目を基本理念としています。

イ 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ 計画および施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮することを定めています。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習および環境保全への意識啓発の推進に努めていきます。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

オ 調査、研究など

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、その結果を公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民や事業者提供することを定めています。

カ 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

(3) 練馬区環境審議会

環境基本条例第22条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置しました。

環境審議会は、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は2年で、公募区民5名、区民団体推薦4名、事業者団体推薦4名、学識経験者2名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計18名の委員で構成されています。

平成28年度は6回の審議会を開催し、主に「練馬区環境基本計画2011（後期計画）の策定」について審議しました。

2 環境都市練馬区宣言（平成18年8月）（巻頭に記載）

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにする都市宣言です。これは、環境基本条例を後押しし、区民、事業者および区の環境保全の取組を推進し、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいく一つの契機とするための宣言です。

練馬区では、過去、3つの都市宣言「①非核都市練馬区宣言（昭和58年10月3日）、②交通安全都市練馬区宣言（平成10年12月15日）、③健康都市練馬区宣言（平成13年10月8日）」を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区4番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありません。しかし、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案を基に区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

3 練馬区環境基本計画2011（後期計画）（平成29年3月策定）

(1) 計画の基本的事項

ア 策定の背景

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、区の環境保全に関する施策を展開してきました。

平成22年12月の「練馬区環境基本計画2011」の策定以後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しました。

区は、平成27年3月に、今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、その根幹となるリーディングプロジェクト（戦略計画）の一つとして「新しい成熟都市・練馬」の実現に向け、住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取組やみどりあふれるまちづくりなどの環境施策を位置づけました。

国や東京都の環境行政においては、東日本大震災後の社会的背景の変化に対応した新たな環境基本計画が策定されました。また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的枠組みや我が国のエネルギー政策に対応した目標へとそれぞれ刷新されました。

こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）」を、平成 29 年 3 月に策定しました。なお、練馬区環境基本計画 2011（後期計画）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定していた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を包含しています。

イ 計画期間

従来の環境基本計画の対象期間が平成 23 年から平成 30 年代初頭までとしていたことなどを踏まえ、平成 29 年度から平成 31 年度までを後期計画と位置づけました。

(2) 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の体系と進捗管理

ア 体系

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の望ましい環境像として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本目標を設定し、その達成のために13の基本施策を定めました。この基本施策のもとに、27の施策と97事業を位置づけ、全体を体系化しました。また、18の事業を、基本目標を達成するため重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

望ましい環境像「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」

基本目標	重点事業	基本施策	施策
みどり豊かなまちをつくる	みどりの基本計画の改定と取組の推進 都市農地の制度改正に向けた取組の推進	みどりの保全と創出を推進する 生物多様性に関する理解を深める	みどりのネットワーク形成の推進
			都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組の推進
自立分散型エネルギーのまちをつくる	地域コージェネレーションシステムの創設 避難拠点などでの緊急電源利用の推進 区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援 水素エネルギーへの理解促進 公園灯・街路灯の省エネルギー化	災害時のエネルギーセキュリティを確保する	避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
			家庭や事業所におけるエネルギー確保の充実
		分散型エネルギーの普及を拡大する	分散型エネルギーの導入推進
			再生可能エネルギーのさらなる活用
省エネルギー化を推進する	環境配慮行動への支援		
	区の環境配慮行動の率先実行		

基本目標	重点事業	基本施策	施策
循環型のまちをつくる	食品ロスの削減 不燃ごみの資源化	ごみの発生抑制・再使用を促進する	ごみの発生抑制
			再使用の促進
	紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底	多様な資源循環を推進する	区民が進める資源回収の促進
			事業者が進める資源回収の促進
	区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導 災害廃棄物処理計画の策定	適正処理を推進する	区が進める資源回収の推進
			排出ルール徹底
			事業者の自己処理責任の徹底
			資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分
快適な地域環境をつくる	空家等対策の推進	良好な交通環境を整備する	良好な交通環境の整備
			公害問題等への対応
	雨水貯留浸透施設の増設	良好な生活環境を保全する	環境に配慮したまちづくりの推進
			環境にやさしい住まいづくりの促進
			暑熱環境対策を推進する
学びと行動の環を広げる	エコライフチェックを活用した地球温暖化防止普及啓発の取組	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供
			環境学習・環境教育のための機会づくり
	区民参加による生きものの生息状況の把握 練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援 区民環境行動連絡会との連携	協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材への支援
			協働による取組の推進
			環境に配慮した経済活動への支援

イ 進捗管理

基本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行うこととしています。

各環境指標は、基本目標ごとに設定し、進捗や成果を測るため、後期計画期間において達成をめざす目標としました。

4 練馬区環境基本計画 2011（平成 22 年 12 月策定）の取組結果

練馬区環境基本計画 2011 の対象期間は平成 23 年度から平成 30 年代初頭までとしていました。しかし、平成 29 年 3 月に本計画を見直し、練馬区環境基本計画 2011（後期計画）を策定したため、計画期間は平成 23 年度から平成 28 年度までとなりました。計画期間の終了後、16 の環境指標について、成果の点検を実施したところ、以下の結果となりました。

環境指標の状況等に関する調査結果

- A 目標値どおりまたは目標値以上の実績をあげている 7 指標
- B ほぼ目標値どおり（目標値の概ね 8 割以上）の実績をあげている 8 指標
- C 事業を実施しているが、目標値の 8 割に満たない 1 指標
- D 事業を全くしていない 0 指標
- E 評価計算ができない 0 指標

基本施策	環境指標	平成 28 年度実績	評価	平成 28 年度目標
ふるさとのみどりと水を創出する	市民緑地(憩いの森・街かどの森)の年間新規開設面積	0 m ²	C	2,300 m ² (憩いの森 1 か所 1,500 m ² 街かどの森 800 m ²)
	河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準値達成率	91.6%	B	100%
	農業体験農園の施設整備数	17 園	B	18 園
みどりを愛し育む活動を広げる	練馬みどりの葉っぱい基金の積立額 (累計)	16 億 4,318 万円	—	設定なし
	地域住民による公園等の管理か所数	54 か所	B	62 か所
まちなみを守り育てる	環境影響評価手続における区民周知の実施度合い	100%	—	設定なし
	景観まちづくりを進めている地区数	2 地区	A	2 地区
	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	118,425 世帯	B	125,030 世帯

基本施策	環境指標	平成 28 年度実績	評価	平成 28 年度目標
地球温暖化対策を強化する	練馬区から排出される温室効果ガスの年間総排出量 (CO ₂ 換算) (実績値は25年度のもの)	217 万 t (平成 25 年度の排出係数により算出)	B	207 万 2 千 t
		175 万 8 千 t (平成 12 年度の排出係数により算出)	B	174 万 4 千 t
	住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助件数 (累計)	住宅補助 6,171 件 うち事業所補助 72 件	A	住宅補助 6,040 件 うち事業所補助 53 件
	区の事務事業に伴う温室効果ガスの年間排出量 (CO ₂ 換算)	43,828t (平成 21 年度の排出係数により算出)	A	43,974 t
循環型社会を構築する	区民一人 1 日当たりのごみの排出量	486.4 g / 人日	A	501 g / 人日
	集団回収登録団体数	592 団体	B	605 団体
	可燃ごみの中に資源物、可燃ごみ以外のものが混入している割合	20%	A	20%
安全で暮らしやすい地域環境をつくる	区内の都市計画道路の完成率	50.3%	B	52%
	みどりバスの乗車人数 (1 便あたり平均)	21.7 人	—	設定なし
	二酸化窒素が環境基準に適合している測定か所数 (割合)	13 か所 (100%)	A	13 か所 (100%)
環境学習・環境教育を促進する	環境作文コンクールへの作文応募数	1,049 作品	B	1,100 作品
協働による取組を広げる	ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の年間実施数	1,086 件	A	800 件